

大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針

2022年4月1日

大学評価委員会

第1 目的

この基本方針は、大阪公立大学大学評価基本方針第10(2)に定める大学評価の結果及び大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針6に定める自己点検・評価の結果に基づく改善の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 改善を要する事項の決定

- (1) 自己点検・評価の結果、改善を要するとした事項及び大阪公立大学大学評価委員会(以下「大学評価委員会」という。)が、改善が必要と判断した事項
- (2) 認証評価等の第三者評価における自己評価の結果、改善を要するとした事項

第3 改善方策及び改善計画の策定

- (1) 改善を要する事項について、大学評価委員会は、毎年度当初、各部局及び全学委員会等、検討部署を指定し、改善方策及びスケジュールの策定を依頼する。
- (2) 大学評価委員会は、部局及び全学委員会等で策定した改善方策等を、改善計画としてとりまとめ、大阪公立大学内部質保証会議(以下「内部質保証会議」という。)に報告するものとする。

第4 改善の実施

- (1) 内部質保証会議は、第3(2)の規定により報告を受けた改善計画に基づき、各部局及び全学委員会等に対して改善の実施を要請する。
- (2) 各部局及び全学委員会等は、大学評価委員会に改善の実施状況を報告し、更なる改善に活用する。
- (3) 大学評価委員会は、毎年度終了後、前項で報告を受けた改善の実施状況を取りまとめ、内部質保証会議に報告するものとする。

附 則

この基本方針は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、2023年4月1日から施行する。